(参考資料 1-5) 定期報告書の様式イメージ(案)

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

殿

年 月 日

住 所 法人名 法人名 (英字) 法人番号 証券コード 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第115条第1項又は第119条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定荷主番号又は認定 管理統括荷主番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
荷主の主たる 事務所の所在地	電話(_	_)			
主たる事業									
細分類番号									
主たる事業を所管する大臣									
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話 (FAX (メールア		_ _	- -)			
前回報告からの事業者の	名称及び	所在地に	ついての変	変更の有無			有・無		
有の場合									
変更前の事業者の名称	:								
変更前の事業者の所在地	! : <u></u> 〒							 	

第1表 エネルギー使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

		二十八八 《7 【八里次 [] 问	T-VE-1/2 1 / -	1 旧画で叫よんに二	17: 1 2 1/19 = 1	
識			算定方法	エネルギー使用量	荷主連携省エネルギー ルギー	
別		区 分	前年	熱量 GJ	連携分を除いたエネ	
			らの	変更	ルギー使用量 GJ	一使用量 GJ
		貨物自動車 ()	有/	無		
	自宏	その他 ()	有/	無		
	自家輸送	貨物自動車	有/	無		
		貨物自動車 ()	有/	無		
		貨物自動車 ()	有/	無		
		貨物自動車 ()	有/	無		
	委託輸送	貨物自動車 ()	有/	無		
	輸送	船舶 (有/	無		
		船舶(有/	無		
		鉄道 ()	有/	無		
		航空機 ()	有/	無		
		合 計 GJ				
		うち非化石 GJ				
		原油換算 kl		®−1	®−2	
		うち非化石 kl				
		前年度原油換算 kl				
		対前年度比(%)				

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

112		WILDIO O	17. ()	11 == 11 */ 7 = 1					
識				エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー 使用量			
別		区 分	}			連携分を除		連携分のエネルギー使	
,,,,				N// /	+4 =	ギー使		用量	
				数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
			揮発油	kl		kl		kl	
	4	貨物自動車	軽油	k1		kl		kl	
	自家輸送	()	()						
	送		()						
		その他	()						
		()	()						
			揮発油	k1		kl		kl	
		貨物自動車	軽油	kl		k1		kl	
		()	()						
			()						
		船舶	A重油	k1		k1		kl	
	委	η□π□ ()	B・C重油	kl		kl		kl	
	委託輸送		()						
	送	鉄道	軽油	k1		k1		kl	
		()	電気	千kWh		千kWh		千kWh	
		, ,	()						
		航空機	ジェット燃料油	k1		k1		kl	
		加全機 ()	揮発油	k1		kl		kl	
			()						
		合計							

浦足_	燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表 2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

	2	///\(\text{\tin}\text{\tin\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texit{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\texit{\text{\tet	3-100	人			荷主連携	えたエネル			
識別			輸送距離 (km)	輸送距離 エネルギー使 (km)				使用量 連携分のエ 用量		(参考) 平均燃費	
					数値 熱量 GJ		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
			揮発油		k1		k1		k1		km/1
		貨物自動車	軽油		k1		k1		k1		$\mathrm{km}/1$
	自家輸送	()	()								
	輸送		()								
		その他	()								
		()	()								
			揮発油		k1		k1		k1		${\rm km}/1$
		貨物自動車	軽油		kl		k1		kl		${\rm km}/1$
		()	()								
			()								
		ក្នុង ប្រជុ	A重油		kl		k1		kl		km/1
	丢	船舶 ()	B・C重油		kl		k1		kl		km/1
	委託輸送	, ,	()								
	判送	外关	軽油		kl		k1		kl		${\rm km}/1$
		鉄道 ()	電気		千kWh		千kWh		千 kWh		km/千 kWh
		,	()								
		航空機	ジェット燃 料油		kl		k1		kl		km/kl
		()	揮発油		kl		k1		kl		km/kl
			()								
		合計									

補足	燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して								
F									
F									

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

	X J			によるエイ				荷主連携	省エネルギ ネルギー		まえたエ		(参考)
識別		区 分 			輸送量(千トン			連携分を除いたエ 連 ネルギー使用量 GJ		エネルギ 引量 GJ	(参 考) 平均積	エネルギ ー消費原 単位	
<i>Д</i> 1			燃料	最大積載量 (kg)	半口)	数値	数値 熱量 GJ		熱量 GJ	数値 熱量 GJ		載率	年位 (kl/ト ンキロ)
				~499		k1		k1		k1		%	
			揮発 油	500~1,499		k1		k1		kl		%	
			1144	1,500~		k1		kl		k1		%	
				~999		k1		k1		k1		%	
				1,000~		k1		k1		k1		%	
				1, 999		KI		KI		KI		/0	
				2,000~		k1		kl		kl		%	
				3, 999									
				4,000∼ 5,999		k1		kl		k1		%	
		貨物自		6,000~									
	自宏	自 動車 () () () () () () () () () (軽油	7, 999		k1		k1		k1		%	
	輸送			8,000~								2/	
	į			9, 999		k1		k1		k1		%	
				10,000~		kl		k1		kl		%	
				11, 999		VI		VI		V.1		70	
				12 , 000~		k1		k1		k1		%	
				16, 999									
				17,000~		kl		kl		k1		%	
			その										
			他 ()	()		k1		k1		k1			
		その他	()								/	/
		()	()									
				~499		kl		kl		k1		%	
			揮発油	500~1,499		k1		k1		k1		%	
		委 貨物自 動車 ()	1144	1,500~		kl		k1		k1		%	
	委託			~999		k1		kl		k1		%	
	輸送			1,000~		k1		k1		k1		%	
			軽油	1, 999				M1		11.1		,0	
				2,000~		k1		k1		k1		%	
				3, 999									

			4,000∼ 5,999	k1	k1	kl	%	
			6,000∼ 7,999	k1	kl	kl	%	
			8,000~ 9,999	k1	kl	kl	%	
			10,000∼ 11,999	kl	k1	k1	%	
			12,000∼ 16,999	k1	kl	kl	%	
			17,000~	k1	kl	k1	%	
		その 他 ()	()	kl	kl	kl		
	ត់សត់ក	()					
	船舶	()					
	鉄道	()					
	航空 機	()					
		合計						

補力	足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して										

1-2 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
~		kWh
~		kWh
~		kWh

1-3 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

		ラスキノくした电ブルク生かり入し	71 D D T T D	10 (CN) O 14 TK	
	メニュー名	使用	非化石メニューにお ける非化石割合又は 非化石証書使用状況		
1	1.	kWh	kl	%	
2	2.	kWh	kl	%	
3	3.	kWh	kl	%	

(1)		ゴエネルギー 吏用量の合言		して貨物輸i 効果	送事業者に行	行わせたこと	とされる貨	*物の輸送に	係るエ
(2)		ゴエネルギー を用量の算と		して貨物輸油	送事業者に行	うわせたこと	とされる貨	物の輸送に	係るエ
(3)	荷主連携省	ゴエネルギー	一措置に関	して貨物輸油	送事業者に行	「わせたこと	 :とされる貨		係るエ
` ′	ネルギー値			1		<u> </u>			
	エネルギー の種類	換算	係数	荷主連携省エネルギー措 置に係る実際のエネルギ ー使用量		荷主連携省エネルギー措 置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
		数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

荷主連携省エネルギー措置の実績

第2表 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	年度	対前年度比(%)
エネルギー使用量と密接な関係を持つ値		
(名称:) (単位:)	A	

第3表 エネルギーの使用に係る原単位

		年度	対前年度比(%)
原単位= -	エネルギーの使用量(原油換算 kl)(®-1) エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(@)		
医光体	エネルギーの使用量(原油換算 kl) (B-2)		
原単位= -	エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (A)		

第4表	複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を算定した場合
	の管定手法。エネルギーの使用に係ろ原単位の管定方法を変更した場合の理由

 07 万 足丁伍、二小八八	の使用に依る原華世の昇足力伝を変更した場合の建田

第5表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
エネ 原単	ルギーの使用に係る 位						
	前年度比(%)		©−1	D −1	Ē − 1	ⓑ −1	
置を	連携省エネルギー措 踏まえたエネルギー 用に係る原単位						
	前年度比(%)		©−2	D −2	E −2	ⓑ −2	

- 2 非化石エネルギーの使用状況
- 2-1 非化石エネルギー自動車の使用割合(車両総重量8 t 以下の貨物自動車)

2 1 91 12 21/1	1 日 到 中 1	自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車						
区分	目標年 度にお 実績 ける定 自主 量目標 の目安						自主目標	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	1)	台	台	台	台	台		台
水素自動車 (燃料電池自動車を 含む)	2	台	台	台	台	台		台
プラグインハイブリ ッド自動車	3	台	台	台	台	台		台
専らバイオ燃料・合 成燃料を使用する自 動車	4	台	台	台	台	台		台
非化石エネルギー自 動車の合計	(5)=(1)+(2)+ (3)+(4)	台	台	台	台	台		台
自家用及び荷主専属 用輸送に使用する貨 物自動車の合計	6	台	台	台	台	台		台
ハイブリッド自動車 (参考)	7	台	口	台	台	台		台
電動車割合 (参考)	(<u>1</u> + <u>2</u> + <u>3</u> + <u>7</u>)/ <u>6</u>	%	%	%	%	%		%
非化石エネルギー自 動車割合	5/6	%	%	%	%	%	%	%

2-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料 の使用量	台数					
	%	kl	台					
	%	k1						

2-3 その他非化石エネルギー自動	動車(車両総重量8 t 以下)✓	への転換に関する事項及び参考情報
2-4 充電設備の設置数(車両総	重量8 t 以下の貨物自動車)	
電気自動車、プラグインハイブリ ッド自動車の使用台数	充電設備の設置数	自主目標
(単位:台)	(単位:口)	年度
2-5 その他充電設備の設置数等に	こ関する事項及び参考情報	

2-6 非化石エネルギー自動車の使用割合(車両総重量8 t 超の貨物自動車)

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車					
				自主目標			
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	1	台	台	台	台	台	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	2	台	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自 動車	3	台	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車	4	台	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 合計	(5)=(1)+(2) +(3)+(4)	台	台	台	台	台	台
自家用及び荷主専属用輸 送に使用する貨物自動車 の合計	6	台	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車 (参考)	7	台	台	台	台	台	台
電動車割合 (参考)	(1)+2+ (3+7)/ (6)	%	%	%	%	%	%
非化石エネルギー自動車割 合	5/6	%	%	%	%	%	%

2-7 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料 の使用量	台数
	%	kl	台

2 - 8	その他非化石エネルギー	自動車	(車両総重量8	t 超)	への転換に関する事項及び参考情	報

第6	表	エネルギーの使用に係る原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割	合が向上
1	\n. +	しなかった場合の理由 〒5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)	1 7 14 -
		35年度间のエイルヤーの使用に係る原単位が年半均1%以上以善できなかった場合(4. レギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由	ノスはユ
)の理由	
	(口)の理由	
2	非化	公石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由	

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1 共通的な取組

対象項目				
	取組方針の策定	責任者の配置実施中	計画の策定	報告と指示
	□ 策定している	□ 全ての部門で設	□ 全てで実施して	□ 全てで実施して
	□ 策定していない	置している	いる	いる
		□ 大半の部門は設	□ 大半で実施して	□ 大半で実施して
		置している	いる	いる
		□ 一部だけ実施し	□ 一部だけ実施し	□ 一部だけ実施し
		ている	ている	ている
		□ 実施していない	□ 実施していない	□ 実施していない
	社内研修体制の整備	エネルギー使用実態	エネルギー使用実態	燃料使用量の情報提
取組方針の		等のより正確な把握	等の把握方法の定期	供及び算定方法
作成とその効果等		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	的確認	
の把握	□ 整備済み	□ 実施している	□ 実施している	□ 情報提供なし
	□整備中	□ 実施していない	□ 実施していない	□ 情報提供ありー
	□ 未整備			燃料法
				□ 情報提供ありー
				燃費法
				□ 情報提供ありー
				トンキロ法
				※ 割合の多いもの
				を選択
	商品や荷姿の標準化	製品や包装資材の軽	輸送ルートの工夫	燃費向上のための貨
		量化、小型化		物の輸送の見直し
	□ 該当なし	□ 該当なし	□ 全てで実施して	□ 実施している
	□ 全てで実施して	□ 全てで実施して	いる	□ 一部実施してい
	いる	いる	□ 大半で実施して	る
	□ 大半で実施して	□ 大半で実施して	いる	□ 実施していない
46.37/ 44 = 47.7 -	いる	いる	□ 一部だけ実施し	
輸送効率向上の	□ 一部だけ実施し	□ 一部だけ実施し	ている	
ための措置	ている	ている	□ 実施していない	
	□ 実施していない	□ 実施していない		
	計画的な貨物の輸送			
	□ 実施している			
	□ 一部実施してい			
	る			
	□ 実施していない			
	貨物の輸送頻度等の		1	1
	見直し			
	□ 全てで実施して			
** 本子しの	いる			
準荷主との	□ 大半で実施して			
連携	いる			
	□ 一部だけ実施し			
	ている			
	□ 実施していない			

2 主に企業向けの大口貨物の配送 有・無

対象項目				
	積み合わせ輸送の利 用	適正車種の選択	時間的猶予の確保	エコドライブの推進
	全てで実施している	□ 全てで実施して いる	□ 全てで実施して いる	□ 全てで実施して いる
	□ 大半で実施して いる	□ 大半で実施して いる	□ 大半で実施して いる	□ 大半で実施して いる
	□ 一部だけ実施している	□ 一部だけ実施している	□ 一部だけ実施している	□ 一部だけ実施している
大口貨物の	□ 実施していない	□ 実施していない	□ 実施していない	□ 実施していない
配送効率向上	自営転換の推進	鉄道および船舶の活 用の推進	車両等の大型化	
	全てで実施している	□ 全てで実施して いる	□ 全てで実施して いる	
	□ 大半で実施して いる	□ 大半で実施して いる	□ 大半で実施している	
	□ 一部だけ実施している	□ 一部だけ実施している	□ 一部だけ実施している	
	□ 実施していない	□ 実施していない	□ 実施していない	

3 主に消費者向けの小口貨物の配送 有・無

	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
対象項目 対象項目 小口貨物の 配送効率向上	日時や受取場所の指定 輸送事業者が対応不可 全てで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 実施している	日時や受取場所の通知・変更への対応 輸送事業者が対応不可 全てで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 一部だけ実施している に対している に対し	同梱やまとめ送りの 促進 □ 全てで実施して いる □ 大半で実施して いる □ 一部だけ実施し ている □ 実施していない	
	再配達削減のための			
	取組 消費者への啓発の取			
	組			

	措置の概要	
非化石エネルギー	への転換に関する事項	
	措置の概要	
表 エネルギーの	使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	却化左连, 左连
	使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 こ伴って発生する二酸化炭素の排出量	報告年度: 年度
エネルギーの使用に		報告年度: 年度 t-C02
エネルギーの使用に	ご伴って発生する二酸化炭素の排出量半って発生する二酸化炭素の排出量	t-C02
エネルギーの使用に エネルギーの使用に件 地球温暖化対策の:	こ伴って発生する二酸化炭素の排出量	t-C02
エネルギーの使用に件エネルギーの使用に件地球温暖化対策の	ご伴って発生する二酸化炭素の排出量半って発生する二酸化炭素の排出量	t-C02
エネルギーの使用に仕エネルギーの使用に件	ご伴って発生する二酸化炭素の排出量半って発生する二酸化炭素の排出量	t-C02
エネルギーの使用に仕エネルギーの使用に仕地球温暖化対策の	ご伴って発生する二酸化炭素の排出量半って発生する二酸化炭素の排出量	t-C02

3 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記1又は2の報告が地球温暖化対策の推	1. 有	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条	1. 有	
進に関する法律第27条第1項の請求に係る		第1項の規定による提供の有無		
ものであることの有無	2. 無	(該当するものに○をすること)	2. 無	
(該当するものに○をすること)				

O他(参考) 電気の需要の最適化に関する措置 その他電気の需要の最適化に関して実施した措置
措置の概要

荷主認定 - 総括表 認定管理統括荷主及び管理関係荷主において、貨物の輸送量が令第12条第2項に定める数値以上の荷主の一覧

1 認定管理統括荷主

認定管理統括荷主番号	認定管理統括荷主の名称

2 管理関係荷主

管理関係荷主番号	管理関係荷主の名称

荷主認定-第1表 認定管理統括荷主及び管理関係荷主の名称等

認定管理統括荷主番号 又は認管理関係荷主番 号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
法人番号									
荷主の主たる 事務所の所在地	電話(_	_)			
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事業									
細分類番号								/	
主たる事業を所管する 大臣									

荷主認定-第2表 エネルギー使用量等

1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

	豑			方法	エネルギー使用量	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネ ルギー使用量			
別		区 分	前年度からの変更		熱量 GJ	連携分を除いたエネ ルギー使用量 GJ			
		貨物自動車		有/無					
	自安	その他 ()		有/無					
	自家輸送	貨物自動車		有/無					
		貨物自動車 (有/無					
		貨物自動車 ()		有/無					
		貨物自動車 ()		有/無					
	委託輸送	貨物自動車 ()		有/無					
	輸送	船舶(有/無					
		船舶 (有/無					
		鉄道 ()		有/無					
		航空機 ()		有/無					
		合 計 GJ							
		うち非化石 GJ							
		原油換算 kl			B −1	® −2			
		うち非化石 kl							
		前年度原油換算 kl							
		対前年度比(%)							

補	足 エネルギー使用量の算定方法に関して

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

議 区分 エネルギー使用量 荷主連携省エネルギー措置を踏まえた使用量連携分を除いたエネル 連携分のエデー使用量GJ 無量 数値 熱量GJ 数値 熱量GJ 数値 熱量GJ 数値 熱量GJ 数値 熱量GJ 数値 は は は は は は は は は は は は は は は は は は			 	<u>- /C</u>	川里 寸 ^ / 男	(三年)171						
正ネルギー使用量 連携分を除いたエネル 連携分の除いたエネル 半月量 数値 熱量 GJ 数値 熱量 GJ 数値 数値 数値 数値 数値 数値 数値 数	:エネルギー		荷主連携省二									
大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ネルギー使		連携分を除	一使用量	エネルギ	>	豆 4					
数値 熱量 GJ 数値 熱量 GJ 数値 数値 株1 k1 k1 k1 k1 k1 k1 k1		1 11				,			別			
接換自動車	熱量 GJ			熱量 GJ	数値							
自家輸送		kl	k1		kl	揮発油						
その他 () <td< td=""><td></td><td>k1</td><td>k1</td><td></td><td>kl</td><td>軽油</td><td></td><td>,£,</td><td></td></td<>		k1	k1		kl	軽油		,£,				
その他 () <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>()</td><td>()</td><td> </td><td></td></td<>						()	()					
() ()<						()		送				
貨物自動車 揮発油 k1 k1 () 軽油 k1 k1 () () () ()						()	その他					
貨物自動車 () 軽油 k1 k1 () () () () () () A重油 k1 k1 B・C重油 k1 k1 () () 軽油 k1 k1 () () 千 kWh 千 kWh 千 kWh						()	()					
() () () () () () () () () ()		kl	k1		k1	揮発油						
() (<		kl	kl		k1	軽油	貨物自動車					
香菜 輸送 A重油 kl kl B·C重油 kl kl () 軽油 kl kl 鉄道 () 軽油 kl kl () 千 kWh 千 kWh 千 kWh						()	()					
委託輸送 B・C重油 kl kl kl kl 軽油 kl kl kl kl 鉄道 () 軽油 kl kl kl kl () 千 kWh 千 kWh						()						
委託輸送 () B·C里畑 kl kl kl kl () 整油 kl kl kl kl () 等道 () () () () () () () () () (kl	k1		k1	A重油	ተለ ቀጥ					
鉄道 電気 千 kWh 千 kWh 「千 kWh		kl	k1		k1	B・C重油		委				
鉄道 電気 千 kWh 千 kWh 千 kWh						()	,	託輸				
() 電気 + kWh + kWh + kWh		kl	k1		k1	軽油	Nt. 134	送				
		千kWh	千 kWh		千kWh	電気						
ジェット帙料油 k1 k1 k1						()	,					
6- m 400		kl	k1		k1	ジェット燃料油	6-1					
航空機		kl	k1		k1	揮発油						
						()	, ,					
合計							合計					

補足	燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表 2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

	Κ Δ	71117	- みる一十八	1 12/	11里サッチ	/ -					
~.ld:				** ** ***	松平に跳 マクルギ は田具		荷主連携	えたエネル	(() 		
識別		区(分	輸送距離(km)	エネルギ	エネルギー使用量		ギーク 連携分を除いたエネ			(参考) 平均燃費
7)'1				(KIII)			ルギー	使用量 GJ	用量 GJ		十均於資
					数值	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
			揮発油		k1		k1		k1		${\rm km}/1$
	4	貨物自動車	軽油		k1		k1		k1		${\rm km}/1$
	自家輸送		()								
	駒 送		()								
	その他		()								
		()	()								
			揮発油		kl		kl		kl		${\rm km}/1$
		貨物自動車	軽油		kl		k1		k1		${\rm km}/1$
		()	()								
			()								
		船舶	A重油		kl		k1		kl		$\mathrm{km}/1$
	委	が 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	B・C重油		kl		k1		kl		km/1
	委託輸送	()	()								
	判送	外关	軽油		kl		k1		kl		${\rm km}/1$
		鉄道 ()	電気		千kWh		千kWh		千 kWh		km/千 kWh
		,	()								
			ジェット燃		k1		k1		k1		km/kl
		航空機	料油								
		()	揮発油		k1		k1		k1		km/kl
\vdash			()								
		合計									

補足	燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

	X J			によるエイ	, ,,,	用里守() 、、、、、、		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエ ネルギー使用量					(参考)
識別		区分			エネルギー使用量 輸送量 (千トン		連携分を除いたエ ネルギー使用量 GJ				(参 考) 平均積	エネルギ ー消費原 単位	
<i>Д</i> 1		燃料 最大積載量 (kg)		キロ)	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	載率	キ世 (kl/ト ンキロ)	
				~499		k1		k1		k1		%	
			揮発 油	500~1,499		k1		k1		kl		%	
			1144	1,500~		k1		kl		k1		%	
				~999		k1		k1		k1		%	
				1,000~		k1		k1		k1		%	
	自家			1, 999		KI		KI		KI		/0	
		貨物自動車()		2,000~		k1		kl		kl		%	
				3, 999									
				4,000∼ 5,999		k1		kl		k1		%	
				6,000~									
			軽油	7, 999		k1		k1		k1		%	
	自家輸送			8,000~								2/	
				9, 999		k1		k1		k1		%	
				10,000~		kl		k1		kl		%	
				11, 999		VI		VI		V.I		70	
				12 , 000~		k1		k1		k1		%	
				16, 999									
				17,000~		kl		kl		k1		%	
			その										
			他 ()	()		k1		k1		k1			
		その他	()								/	/
		()	()									
				~499		kl		kl		k1		%	
			揮発油	500~1,499		k1		k1		k1		%	
			1144	1,500~		kl		k1		k1		%	
	委託輸送	貨物自 動車		~999		k1		kl		k1		%	
	輸送	()		1,000~		k1		k1		k1		%	
			軽油	1, 999				M1		11.1		,0	
				2,000~		k1		k1		k1		%	
				3, 999									

			4,000∼ 5,999	kl	kl	kl	%	
			6,000∼ 7,999	kl	kl	kl	%	
			8,000~ 9,999	k1	kl	kl	%	
			10,000~ 11,999	kl	kl	kl	%	
			12,000∼ 16,999	kl	kl	kl	%	
			17,000~	kl	kl	kl	%	
		その 他 ()	()	kl	kl	kl		
	船舶	()					
1	鉄道	()					
-	航空機	()					
		合計						

足	トンキロ	法による	エネルギ	一使用量の	算定に関し	して		

1-2 国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
~		kWh
~		kWh
~		kWh

1-3 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

٠.	0 电风风机事来有从	り焼んした电力が運動及し	TK .		
	メニュー名	使用	非化石メニューにお ける非化石割合又は 非化石証書使用状況		
	1.	kWh	kl	%	
	2.	kWh	kl	%	
	3.	kWh	kl	%	

	荷主連携領	エネルギー抗 省エネルギー 使用量の合言	一措置に関	して貨物輸送	送事業者に行	うわせたこと	とされる貨	'物の輸送に	係るエ
(2)		省エネルギー 吏用量の算と		して貨物輸記	送事業者に行		とされる貨	'物の輸送に	係るエ
(3)	荷主連携行ネルギー		一措置に関	して貨物輸	送事業者に行	テわせたこと	とされる貨	'物の輸送に	係るエ
	エネルギー の種類	換算	係数	置に係る実	エネルギー措 際のエネルギ E用量		エネルギー措 換算係数	荷主連携省 置に関して1 者に行わせが るエネル	貨物輸送事業
		数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

荷主認	定-第3表	エネルギ	・一の使用に伴・	って発生する二酉	酸化炭素の)排出量 報告年度	:	年度
1 エス	ネルギーの使	用に伴って	て発生する二酸	化炭素の排出量				
	エネルギー	-の使用に伴~	って発生する二酸	化炭素の排出量				t-C02
	球温暖化対象の内容	策の推進に	関する法律に基	基づく命令に定め	る算定方	法又は係数	と異なる算	定方法又は係

3 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記1又は2の報告が地球温暖化対策の推	1. 有	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条	1. 有
進に関する法律第27条第1項の請求に係る		第1項の規定による提供の有無	
ものであることの有無	2. 無	(該当するものに○をすること)	2. 無
(該当するものに○をすること)			

「備考]

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 4 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 6 作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。
- 7 第1表、付表1、付表2及び付表3の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。また、第1表並びに付表1、付表2又は付表3の「エネルギー使用量」は、認定管理統括荷主にあっては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量とする。
- 8 第1表の識別の欄には、付表1、付表2及び付表3の識別の欄と共通の番号を記入すること。
- 9 第1表の区分の欄の()内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 10 第1表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。
- 11 第1表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
- 12 付表1の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 13 付表1の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の()内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 14 付表1の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 15 付表1のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 16 付表1のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 17 付表1補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 18 付表2の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 19 付表2の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の()内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 20 付表2の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 21 付表2の平均燃費の欄には、輸送距離(km)とエネルギー使用量(数値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

エネルギー使用量(数値)

- 22 付表2のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 23 付表2補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 24 付表3の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 25 付表3のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量(千トンキロ)とエネルギー使用量(kl)を 用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

エネルギー消費原単位(k1/トンキロ)=

エネルギー使用量(kl)

輸送量(千トンキロ)×1000

- 26 付表3のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 27 付表3補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 28 第2表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量(これに相当する金額を含む。) その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を()内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。
- 29 第3表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 30 第5表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 31 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり(荷主連携省エネルギー措置を踏まえた場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。)。

5年度間平均原単位変化(%) = (($\mathbb{C}-1$) × ($\mathbb{D}-1$) × ($\mathbb{E}-1$) × ($\mathbb{E}-1$)) (%)

- 32 第5表の「荷主専属用輸送」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送及び同法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送をいう。
- 33 「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。
- 34 第6表は、(イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記入すること。ただし「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 35 第7表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。
- 36 第9表の1の上段の欄には、当該年度を記入すること。
- 37 第9表のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定は、地球温暖化対策の 推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 38 第9表の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 39 第9表の3の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令 に定める書類を本報告に添付すること。
- 40 電気需要の最適化に関する措置は、参考情報として記入すること。
- 41 荷主認定―第2表、荷主認定―付表1、荷主認定―付表2、荷主認定―付表3、荷主認定―第3表の記入に当たっては、第1表、付表1、付表2、付表3、第9表に係る備考をそれぞれ参照すること。